平成２１年（フ）第６３４号
静岡市葵区城東町29番13号
債務者　引地　智裕
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２４号
京都府八幡市八幡園内26番地の６
債務者　伊藤　義博
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　利雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
京都府八幡市八幡園内26番地の６
債務者　伊藤千恵美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　利雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５０号
札幌市北区北23条西２丁目２番15―201号
債務者　石羽澤　一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八代眞由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６号
三重県三重郡朝日町大字柿2528番地
債務者　荒木　平吉
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
三重県三重郡朝日町大字柿2528番地
債務者　荒木　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
三重県桑名市長島町出口244番地９
債務者　北岡　英勝
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
愛知県豊橋市上野町字新上野38番地１―Ａ―103
債務者　本田　生穂
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田野浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７４号
佐賀県神埼市神埼町的623番地６
債務者　山本　勝弘
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻田　康則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
福岡県春日市日の出町６丁目41　ワールドホンダビル503、住民票上の住所佐賀県鳥栖市京町727番地１
債務者　今畠　利幸
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７６１号
札幌市西区山の手３条６丁目１番10号　ヤマイチ36―305号
債務者　牧野　福和
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３３号
札幌市西区平和１条４丁目３番６号
債務者　星　美津子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５０号
札幌市北区屯田６条11丁目１番９―208号
債務者　小室　　馨
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５１号
札幌市北区屯田６条11丁目１番９―208号
債務者　小室　公子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５５号
札幌市北区篠路６条５丁目２番10―102号
債務者　三浦　昭彦
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７１号
札幌市白石区本通９丁目北４番５―603号
債務者　佐藤　忠雅
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００７号
札幌市北区新琴似７条10丁目３番19号
債務者　仁禮久美子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部